

平成 21 年第 3 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 21 年 9 月 18 日（金曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 21 年 9 月 18 日（金）午前 10 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 42 号 | 平成 21 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について |
| 日程第 3 | 議案第 43 号 | 平成 21 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 44 号 | 平成 20 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 45 号 | 平成 20 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 46 号 | 平成 20 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 47 号 | 平成 20 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 48 号 | 平成 20 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 49 号 | 平成 20 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 | 平成 20 年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について
(質疑、委員会付託) |
| 日程追加 | 発議第 16 号 | 特別委員会の設置について |
| 日程追加 | 発議第 17 号 | 決算審査特別委員の選任について |
| 日程第 11 | | 一般質問 |

出席議員（15名）

1番	北村道生	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	端無徹也	議員	4番	田中勲	議員
5番	三林輝匡	議員	6番	神保美也	議員
8番	三鬼和昭	議員	9番	與谷公孝	議員
10番	大川真清	議員	11番	濱中佳芳子	議員
12番	三鬼孝之	議員	13番	高村泰徳	議員
14番	濱口文生	議員	15番	中垣克朗	議員
16番	真井紀夫	議員			

欠席議員（1名）

7番 南 靖久 議員

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	仲 明 君
総務課長	三 木 正 尚 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	吉 澤 壽 朗 君
福祉保健課長	大 倉 良 繁 君
環境課長	野 田 耕 史 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	大 屋 一 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	小 倉 宏 之 君
水道部長	佐々木 進 君
尾鷲総合病院事務長	宮 本 忠 明 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員	千 種 良 子 君
教育長職務代理者教育総務課長	岩 出 育 雄 君

教育委員会生涯学習課長	川	端	直	之	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉	津	勲	哉	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
次長兼議事・調査係長	内	山	雅	善
議事・調査係主査	竹	平	専	作

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、7番、南靖久議員は、所用のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可することにいたします。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） おはようございます。

今回の尾鷲中教諭による服務規律違反に関しまして、この場をおかりし、改めて市民の皆様を始め議員の皆様に対しおわびを申し上げます。

このことについては、先日の全員協議会においても経過のご説明をさせていただきましたが、昨日、県教育委員会より教諭に対する停職6カ月の処分がなされました。今回のことは、教育に対する信用を著しく失墜させ、この回復は容易なことではないと認識しています。関係者ともども協議を重ね、改めて再発防止に全力を注いでいきたいと考えています。

議長（三鬼和昭議員） これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において15番、中垣克朗議員、16番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第42号「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」から日程第10、議案第50号「平成20年度尾鷲市水道事業会計決算の認定について」までの計9議案を一括議題といたします。

ただいま議題の9議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

11番、瀨中佳芳子議員。

11番（瀨中佳芳子議員） おはようございます。通告に従いまして質疑を行います。

「平成21年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、説明書の30、31ページにあります第4款衛生費、第2項清掃費、第3目塵芥処理施設費、第15節工事請負費のごみ処理費1億5,330万円についてお伺いします。

せんだっての議案説明において、既にごみ焼却炉の補修費であることはご説明いただいております。日々の市民生活においてごみ処理施設はなくてはならないものであり、突然の故障や運休状態はあってはならず、日ごろのメンテナンスが欠かせないものであることは十分に承知しております。以前から焼却炉の老朽化が問題になっており、1号炉、2号炉ともに耐久年数を超えていることも承知しております。

しかし、この費用はかなり莫大であり、当初に予定されていないことが少し不思議に思います。この時期の補正で出てくるということは、突然の事故に伴うものなのか。確かに今回の工事費の財源には地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の交付金が充てられておりますが、総額の約15%であり、ほとんどが一般財源で賄うものとなっております。

そこで、今回の改修に関して、突然の故障であるのか、工事内容についてご説明いただきたいと思っております。さらに工事入札に関して、これは前市長が残してくださった政策の一つであると思っておりますが、一般競争入札になるのかお答えいただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 濱中議員の質疑についてご説明いたします。

まず、今定例会の補正予算に工事費を計上していることにつきましてですが、2号炉のグレートバー及びサイドプレートの点検は、平成19年7月、平成20年7月、平成21年2月にそれぞれ実施しております。平成19年度の点検ではグレートバーに異常はなく、平成20年7月は364個のグレートバーで減肉や亀裂を確認しており、そのうち153個については損傷が大きいとされております。平成21年2月の点検では、損傷の大きいグレートバーが277個に増加しており、先月5日の生活文教常任委員会の管内視察では、さらに損傷が進んでいることを確認しております。この半年間のグレートバーの損傷は、予想以上に進行が早く、この状態では長期間安定した燃焼を確保することが難しいため、汚染物質の大気環境への影響等を考慮して判断したものです。

また、グレートバーの取りかえ工事は、発注後に部品製造を開始するため、完

工までに約半年の期間を要します。現状では、2号炉の稼働停止期間は3カ月程度で対応が可能ですが、緊急停止の状態となった場合は長期間の稼働停止を余儀なくされます。それらを十分考慮した上で今定例会に補正予算を計上したものであります。

それでは、工事内容についてご説明いたします。

清掃センターの2号炉の火格子は、小規模の改修は施しているものの、大半の部品は平成3年の建設当初のままで稼働しております。そのため、グレートバー及びサイドプレートは、減肉、亀裂等の損傷が激しく、安定した燃焼を維持することが難しい状況になってきています。市政報告で市長が申しましたように、2号炉の火格子は、グレートバーの先端側面に設置された噴射ノズルから燃焼に必要な高温の一次空気を高速かつ均一に供給することによって安定した燃焼を維持する構造になっております。しかし、現状のグレートバー及びサイドプレートでは、均一な供給が難しくなっており、このまま放置した場合は、ごみの不完全燃焼を誘発し、ばいじん量の増加など、大気汚染への影響が懸念されるとともに、排ガス高度処理施設のバグフィルターなど、関連施設の資材交換や補修時期が早まることが想定されます。

このことから2号炉の火格子を抜本的に改修するため、グレートバー及びサイドプレートをすべて取りかえる工事を実施するものであります。

次に、工事の入札方式についてご説明いたします。

清掃工場に設置している火格子は、住友重機械工業株式会社とスイスのW & E社の技術提携によってつくられたものです。現在はドイツのマルキン社がW + E火格子のライセンス及びごみ焼却炉自動燃焼制御に関する技術特許を保有しており、住友重機械工業株式会社との間でライセンス契約が締結されております。ごみ焼却炉自動燃焼制御とは、グレートバーの動きや燃焼空気の吹き込み量など、最適な燃焼環境を確保するシーケンス制御で、本工事の施工に当たっては欠くことのできない技術特許です。

これらのことから、本工事の施工業者は、ドイツのマルキン社とライセンス契約を締結している住友重機械工業株式会社に限定されるため、保守点検、補修・改良工事等のトータルメンテナンス会社である住重環境エンジニアリング株式会社大阪支社との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行うこととしております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） よくわかりました、工事内容に関しましては。

ただ、入札が随契になるあたり、もう少し詳しくお聞きしたいんですけども、以前1号炉の方のかなり大規模な、それこそ1億円近い補修に関しまして、これは前市長が、やはりそれではいけないであろうということで一般競争入札をしたことがあったように思います。それで、そのときに、これはこれからの決算委員会にも出てくることですが、かなりの入札で節約ができた部分もあると思うんですけども、その辺、これは一般競争入札にできた以前の工事とどのように違いがあるのか。今お聞きした限りでは、前回もグレートバーの交換であるとか、かなり大規模なものがあったと思うんですけども、それが今回また随契でなくてはならないというあたりが、まだよく理解ができません。そのあたりをご説明いただきたいのと、今回も1億5,000万円という金額ですから、これがもし競争入札ができて節約できる部分があれば、それはやっぱり財政の方としても競争入札をしていただく方がいいのではないかなという感じがします。それと、補正に出てきたあたりですけども、この1億5,000万円、これは決して小さな金額ではありません。それに、最初、市長の就任当初の所信表明にも、これに関しての当初に上がってこなかったあたり、問題になっていなかったような気がするんですね。財政的にもこういう大きな数字を今補正で出すことというのは、かなりの負担があると思うんですけども、以前にいただきました工事計画案の中には、それぞれの工事には長期間かかる準備期間があるということも含めて、かなりの年数、先までの計画がされていたように思うんです。なので、やっぱりその年その年で、今年どれだけかかるのかということはかなり重要なところで、そちらも示していただく必要があると思うので、補正で突然出てくるような数字ではないのではないかなという気がしております。工事計画案が一度示されているのですから、これの工事の計画案に沿って、やはり最初のうちからきちんと当初に組み込まれるべきではないのかなという感じがします。

それとあと、ちょっと話が前後しますけども、入札に関して、この流れ的に独占禁止法なんかも問題になってくるのではないかなという気がするんですけども、そのあたりはご確認されておりますでしょうか。前回の工事と今回の工事、競争入札ができた部分と随契でなければならないあたりの違いをもう一度説明いただければと思います。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） お答えします。

平成19年に実施した1号炉のグレートバーにつきましては、同じように住友重機械工業の方で随契契約でやっております。濱中議員が言われているのは、恐らくバグフィルターの方の入札の話がされているのだと思います。グレートバーにつきましては、特許権等の問題で住友重機械工業の方でしかやれないというふうな部分があります。

それと、アジア地域のグレートバーの独占販売権そのものは住重にしかありませんので、アジア地域での建設については住重株式会社の方からでしかグレートバーの方は入ることはできません。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 当初予算になぜつけなくて補正予算対応なのかというお話でございますが、当初におきましては、年度初めの各課からのたくさんの要望なり予算要求がございます。こういう大きな事業につきましては、特に慎重審議の中で、本音では早急につけたいという意思の中、最終的にはほかの各種事業をつけたいということで、当初予算には計上できなかったというような経緯も過去にはございます。今回の補正につきましては、経済対策の関係の交付金も利用できるということで、今回、補正対応で計上したということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） はい、わかりました。私の勘違いの部分もあったかもしれませんが。

それから、当初になぜというあたり、やっぱり交付金の関係もあるのは確かに理解できるんですけども、それは1億5,000万円のうちの数千万円ですので、これを待っていたというところは、ちょっと理解しかねるものもあるんですけども、ただ、今後、この工事に関しましては、毎年毎年計画の中でも1億円前後のお金がこれから先、どこまで維持していくのか、ちょっと未知数だとは思いますが、毎年必ず補修が計画の中にあります。そのあたり、やっぱり計画性を持っていただきたいなと思うのと、これはちょっと逸脱するところかもしれませんが、たくさんの費用を確保することというのは毎年大変なことやと思うんですね。でも、この施設に関しましては、市民生活の中で運休させるということは絶対できないものの一つではないかというふうに考えますので、例えば、特定財源的に基金を積み立てていくような考えがないのか、そのあたりもお聞かせい

ただきたいのと、それから、以前お示しいただきました広域処理に関しても、きちんと対応というか、紀北町、熊野市なんかとのやりとりがどういうふうになされているのか、もしここで進捗状況をお聞きしてよければ、そのあたりもお聞かせいただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 基金のお話につきましては、大変厳しい財政の中なんです、一度検討をさせていただきたいと思います。また、今年度、長寿命化の計画も国の方から示されると思いますので、それを利用しながら基金については今後検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 広域等については、私の方から説明させてもらおうと思えます。

清掃工場の維持管理計画につきましては、年度ごとに各設備の補修改修に係る実施計画を策定していますが、議員もご存じのように、計画的な改修がなされていないのが現状です。財政状況の厳しい中、全国的にも改修工事が計画的に実施できない自治体が多く見られます。そのため、国においては既設の一般廃棄物処理施設の長寿命化計画を策定する交付金制度の創設を検討しており、近々にその交付要綱が示されると伺っております。この交付金制度の創設によって、今後の改修工事が補助対象になる可能性が高いと考えており、計画策定に向けた準備を進めてまいります。

また、2市1町の担当者レベルで検討している広域での新ごみ処理施設の建設につきましては、現在、基本的な事項を整理していますが、それぞれの市町が異なった条件の中で進めようとするもので、合意に至るには時間を要すると考えております。そのため、策定を予定している長寿命化計画との整合性を確認しながら広域化に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております9議案のうち、議案第44号、議案第45号、

議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の決算に関する7議案を除く2議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、決算を除く2議案は、それぞれ所管の委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

平成20年度一般会計、各特別会計及び病院・水道事業会計の決算7議案をご審査願うため、発議第16号「特別委員会の設置について」及び発議第17号「決算審査特別委員の選任について」をこの際日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、この際、発議第16号及び発議第17号を日程に追加し、議題といたします。

最初に、発議第16号を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

本件は直ちに採決を行いたいと思いましたが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第17号を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) お諮りいたします。

ただいまの発議第17号「決算審査特別委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり指名いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり選任することに決しました。委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催していただき、正・副委員長
の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時24分]

[再開 午前10時40分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、正・副委員長が互選されました。その結果が届いておりますのでご報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に6番、神保美也議員、同副委員長に9番、與谷公孝議員、以上のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

お諮りいたします。

議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の決算7議案につきましては、ただいま設置されました決算審査特別委員会に付託し、ご審査願うことにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、ただいまの決算7議案は、決算審査特別委員会に付託し、ご審査願うことに決しました。

ここで10分間休憩いたします。50分から一般質問を開始いたします。

[休憩 午前10時42分]

[再開 午前10時52分]

議長(三鬼和昭議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽選の順序により、最初に、3番、端無徹也議員。

〔 3 番（端無徹也議員）登壇 〕

3 番（端無徹也議員） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

市長がかわって初めての質問になりますが、心機一転、この尾鷲市を市長、議会、また私一個人としても支えていき、この尾鷲市の将来や未来をつないでいく、そのきっかけになればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問は、大きく三つあります。一つは、防災・減災についてです。もう一つは、教育環境についてです。3 番目に、美し国おこし・三重について、この以上の三つを質問とさせていただきます。

まず、一つ目の防災・減災についてですが、災害発生後、この後に効果を発揮する防災・減災のネットワークの構築と、このネットワーク化による防災・減災の取り組みについて少しお話をいたします。

尾鷲市における防災・減災のネットワークの構築は、既に行政主導で行われており、さきの防災訓練などでもその効果を高めることに重きを置いた訓練だとお見受けしました。そのことを尊重しつつ、もっと広がりのあるネットワークの必要性、これを問いかけるのが今回の私の論点です。

防災や減災を得意とする県内外の N P O や N G O との連携、このネットワーク化が私の今回の提案です。

市内の N P O との連携については、幾つかの組織や団体と防災協定などを結んで、日々の訓練などでは、これらの団体との連携を伺い知ることができます。しかし、尾鷲市を超えた県内外との連携までには現在至っておりません。昨今、災害を受けた被災地を調査すると、災害が発生した後、3 日ごろから立ち上がる災害救援のボランティアセンターなどは、地元社協はもちろんですが、全国の N P O や N G O との連携によってこの設置がなされております。これは、今から 5 年前の旧海山町での豪雨災害後の災害ボランティアセンターの設置を見ましても、当時の旧海山町を超えた県内外の N P O の連携によって設置され、その後の運営もなされております。

私が提案することは、非日常の世界で初めてこういったことが連携していくのではなく、日常の世界、つまりは災害発生のいかににかかわらず、県内外の N P O 、 N G O との連携をとることができれば、あらかじめこれらとのネットワークを構築することができれば、防災訓練への参加だけでなく、防災・減災の教育、または学習や自主防災会などでの研修会といった場面でも、尾鷲市にとって有益ではないかと考えております。そのためには、ただ単に防災協定を締結するだけ

でなく、市民生活に防災や減災の意識を持たせる相互の活動を提案いたします。このことについて、岩田市長が考える防災・減災のネットワークについてお聞かせください。

二つ目は、教育環境についてですが、少子化に伴う児童・生徒の減少がこの尾鷲市でも著しいです。学校の再編成など深刻な問題を抱えておりますが、この尾鷲市の文化・伝統を守り、将来や未来の尾鷲市を担っていくための教育環境について質問させていただきます。

まず、この質問に対してですが、突き詰めていけば、現在不在とされている教育委員の人事にまで言及することになってしまいますが、この後に登壇する南議員の質問事項にもありましたので、私の質問では遠慮させていただきます。しかし、市長みずからがこれからの私の質問に対して言及していただくことを制限するものではありません。

尾鷲市における少子高齢化の波は、他の地方自治体と同じように暗い影を落としております。これに対応する施策といいましても、全国的な地方自治体の悩みであり、まさに我が国日本の根幹にかかわる課題となっております。この対策については、さきに政権交代した民主党を始めとする現政権に大きく期待するところですが、教育における環境改善も現政権の公約で知るところです。

そこで、尾鷲市の教育環境で、特に岩田市長が望む教育環境とはどのようなものでしょうか。例えば、尾鷲市には旧町内のヤーヤ祭りや梶賀のハラソ祭り、九鬼のニラクラ祭りといった地域に特化した伝統的な祭りが今なお保存・継承されております。その継承には、次世代の担い手である子供たちに大きく期待するところですが、少子化の中で祭り自体の規模が縮小されている現実も見受けられます。教育現場にも地域の祭りを授業に取り入れて将来や未来につないでいく、こういったカリキュラムが組まれているのは存じておりますが、もっとこの尾鷲市の文化や伝統を守るために、深く突き込んだカリキュラムを組み込んでいくことはできないのでしょうか。

また、尾鷲市を支えてきた漁業や林業などの1次産業の実態や今後の展望、または、必ず発生すると言われている地震や津波などの防災・減災の学習など、尾鷲市ならではの地元教材を用いたカリキュラムの編成など、基礎・基本学習などの今までどおりの授業ももちろん必要ですが、この尾鷲市に特化した教育環境の充実にも大きく期待したいところです。

一方では、学校の再編成や学校の耐震化問題など、少子化や財政難に合わせた

施策も必要になりますが、特色ある尾鷲市にするためには、このまちの将来や未来をつないでいく子供たちのうちからの教育環境が大きく大きく影響すると考えられます。そのためにも、この尾鷲市について、深い考察や理解ができる教育環境の構築が必要ではないでしょうか。ぜひ岩田市長に対しては、岩田市長が考える尾鷲市の教育環境についての展望を聞かせていただきたいと考えております。

三つ目の美し国おこし・三重についてですが、三重県が策定した6カ年計画の事業です。この事業について、尾鷲市における利点と尾鷲市が期待する効果についてお聞かせ願いたいと考えております。当初よりこの美し国おこし・三重については、県議会の場でも話題になっておりました。この美し国おこし・三重については、県からのさまざまな情報発信や配信で知るところですが、私が知る限りでは、あまりにも目標が大き過ぎて何をやっていこうとしているのか、市町との連携はあるのか、そもそも市町も県もそれを必要としているのかなどと当初より感じておりました。それでも、既に連携が始まっているこの地域内外、三重県内の事例などを見ていますと、コミュニティービジネスに特化した事業を支援しているのかと考えられます。しかし、コミュニティービジネスの支援であれば、市町の担当課による支援はもとより、県としても違う部局で似たような取り組みをされております。そもそもこの尾鷲市を始めとする東紀州には、県庁での東紀州対策局を始め、尾鷲庁舎には東紀州観光まちづくり公社が設置されております。これらとの整合性や連携も、そもそも要るかどうかわかりませんが、定かではありません。

行政によるさまざまな民間支援は、ないよりもあった方がいいのですが、美し国おこし・三重の取り組みは、東紀州や、とりわけ尾鷲市にとっては、どのような利点と効果を期待するものなのでしょうか。支援の仕方によって一番影響を受けるのは、その市町に住む、この尾鷲市に住む住民・市民、その思いもあることから、さまざまな取り組みが集約されるか、それぞれの情報が相互に共有される仕組みづくりが必要なのではないかと考えております。

以前、県におられた岩田市長が、この東紀州地域、この紀北町・尾鷲の地域のネットワークづくりや、それこそ住民・市民の活動に大きく寄与されたと感じておりますが、尾鷲市長になって、この県の取り組みについて、この市における利点や期待する効果をぜひともお聞かせ願いたいと思います。

壇上からの私の質問を一たん終了させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、防災・減災についてお答えいたします。

大規模災害時において、被災された方に一刻も早く平穏で平常な生活を取り戻していただくためには、自衛隊を始めとする各関係機関からの支援は必要不可欠なものであり、大いに期待するものでありますが、議員の言われるような災害救援のボランティア活動につきましても非常に重要なものと認識をいたしております。現在、本市における災害時応援協定のもと、復旧工事として尾鷲建設業協会、応急給水活動として尾鷲海上保安部と尾鷲三田火力発電所運営企業共同体、避難所施設利用としておわせ深層水しお学舎、要援護者避難施設として社会福祉法人長茂会と愛友会、特定非営利法人あいあい、物資供給として株式会社主婦の店、特定非営利法人のコメリ災害対策センター、イオン株式会社中部カンパニー、相互支援として上北山村、非常時無線通信として尾鷲ロールコールクラブ、道路損傷情報提供として尾鷲郵便局の計 13 機関と締結しております。

さて、災害時において、減災への取り組みとして、先ほどの関係機関との連携はもちろんのこと、ボランティアセンターの立ち上げなどの事前体制の確立に向け、平常時からの学習や研修会、また訓練について、窓口となる社会福祉協議会を中心として取り組んでいくことが重要課題の一つとしてとらえております。このことから、議員の言われる県内外のNPOやNGOとの連携や締結について、どのような団体があり、どのような活動を行っているのか、社会福祉協議会と連携して研究・調査を進めていきます。

次に、教育環境についてであります。

地域の将来を担う子供たちにとって、自分の生まれ育った郷土に対する理解を深め、伝統や文化について学習することは大変重要であり、そのことが、ひいては他の地域を知り、見聞を広げることにつながっていくと考えます。現在、学校では、各学年相応の郷土学習や地域学習を行うとともに、祭りを始め地域の行事等に子供たちが積極的に参加しています。しかしながら、ご存じのとおり、尾鷲でも少子高齢化に伴い、地域の伝統・文化を継続していくことが困難な状況もあります。そんな中、尾鷲の各地に伝わる伝統・文化について今まで以上に理解を深め、担い手を育てていく方策を考えていくことは重要な課題であると考えます。

具体的には、今年度の尾鷲市学校教育の目標にも掲げられておりますとおり、地域交流活動や体験活動を積極的に行うなど、創意工夫を生かした特色ある教育

活動の推進を行いたいと考えます。

1点目は、子供たちの交流活動を盛んにし、自分たちの住む地域以外の地域の文化について学ぶ機会をふやすことです。2点目は、教材の整備です。総合的な学習の時間、例えば防災学習や尾鷲市を支えてきた漁業や林業などの1次産業についての学習をさらに深め、現在利用している副読本『私たちの尾鷲市』が23年度の学校指導要領完全実施に合わせて来年度改訂の時期を迎えておりますので、伝統・文化についても十分考慮したものになるよう担当課に指示したいと考えております。これらのことから、尾鷲市学校教育目標「豊かな心をはぐくむ」を継続し、保護者、地域住民等、理解と参画を得て取り組みを充実させていきます。

なお、交流学习と総合的な学習の時間での取り組みについて、学校教育担当調整監より説明させます。

美し国おこし・三重は、文化力を生かした自立・持続可能な地域づくりを目指し、平成21年4月から平成27年3月までの6年間にわたる事業であります。この事業主体は、県、市町、地域づくり関係者、企業、団体等、多様な主体で構成する実行委員会ではありますが、本市におきましても、本市の魅力や価値を向上させ、自立・持続可能な地域づくりを目指して取り組んでおります。

事業への取り組み状況ではありますが、本年3月27日に各種団体向けに美し国おこし・三重の事業説明会を実施し、その後、個別座談会と呼ばれる話し合いの場を設け、団体のこれまでの歩み、今後どのような活動をしていきたいかなどの話し合いを行ってきております。この座談会には、県、市の職員を始め、美し国おこし・三重実行委員会が委託した本事業のプロデューサーとともに取り組んでおります。これまで本市から3団体が美し国おこし・三重への参加団体としてパートナーグループ登録をしていただき、現在、2団体が申請中であり、現在は、パートナーグループ登録をしていただいた団体向けに今後の方向性を明確にしながら、その実現に向けて取り組みを開始しているところであります。

美し国おこし・三重では、文化力を生かした自立・持続可能な地域づくりとしておりますが、事業そのものの意味がわかりづらく、事業がどのように実施され、どのようなメリットがあるのか、市民の皆様にはわかりにくいものであると認識しております。しかし、事業の本旨である自立・持続可能な地域づくりを実現するために、本事業のプロデューサーからの意見や先導性のある事例を聞けることが、地方公共団体においては地域活性化へのきっかけづくりとして、団体においては課題解決や新たな発見を得るチャンスとしての利点があると考えております。い

ずれにいたしましても、この話せる場が本市域全体に広がっていくことが新たな地域活性化への機運を盛り上げていくことにつながっていけばと考えております。

また、各課で行われているまちづくり事業については、各課において活動情報の共有化を図る中で、どのような支援が必要であるのかを常に的確にとらえることが必要であります。今後とも地域の活性化につながる支援事業を先進事例や国・県の動向等に注意しながら、地域が独立して、かつ持続可能なまちづくりに努めてまいります。

議長（三鬼和昭議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会学校教育担当調整監（玉津勲哉君） 私の方からは、学校における交流活動及び総合的な学習の時間の取り組み内容について説明させていただきます。

交流学習につきましては、現在、九鬼小学校を含めた輪内地区の四つの学校が学年間交流を行っておりまして、学校紹介の中に自分たちの住む地域の伝統・文化等の紹介を取り入れるなど、工夫しながら交流活動を行っております。

また、総合的な学習の時間では、尾鷲市の自然や産業、行事、環境、平和学習、もう少し具体的に説明しますと、大漁旗づくり、熊野古道探索、郷土料理、祭礼への参加、魚の三枚おろしの練習、干物づくり等を挙げることはできますが、各学校とも地域の特色や実態に沿った学習活動を展開しています。

ただ、交流内容、学習内容、回数等、検討すべき問題も多々ありますので、今後は各地域における伝統・文化の共有及び継承問題、また、交流内容等の課題を明らかにしながら、系統立てた取り組みを行っていきたいと考えています。

なお、端無議員のご指摘にあった、より精査された祭礼のカリキュラムへの位置づけにつきましては十分可能だと考えております。今後、校長会、教頭会、また各学校代表の研修委員長が参加する研修委員会等の場で検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ありがとうございます。それでは、もう少し突っ込んだ内容で三つの質問をさせていただきます。

まず、最初の防災・減災についてですが、既に今、岩田市長がおっしゃられたように、各団体や組織との防災協定を含む、そういうネットワークはつくっておられるということで、ぜひ今後ともそういった団体との密な連携に期待するところではありますが、それでもまだ漏れているような、ケアをしないといけないよう

な場所といたしますか、部分があるようにも感じます。例えば、せんだって防災の担当者とお話をしたときにも出ていたんですけども、この尾鷲市、非常にペットの問題がまず一つあるように感じております。このまちのサイズ以上に、例えば飼われている犬の件数が多いですとか、猫の処分の量が多いとか、災害が起こった後、特にこういったペットの保護とかケア、もしくは処分といったところも、これは三重県の獣医師会の方では指針などをつくってこれから活動していこうとしているように見受けられるのですが、そういったところとの連携も考えていく必要があるんじゃないかなと一つ考えております。

そのときの担当者の話の中に、また別の項目として、あってはならないことですが、災害が起こったら必ずと言っていいほどに死亡する方が出てみえます。この尾鷲市の津波・地震の想定の中では、無防備な場合は2,000人が死ぬというような不名誉な、あくまで予測された結果ですが、出ております。ゼロにするというのが大きな、もちろんそれはだれしもの思いではあるんですけど、もしそういった死亡者が出た場合、一体どこに保管するのであろう、もしくはどうやってその亡くなった方を保管し、もしくは埋葬まで取り扱うのだからとか、そういうふうな話も出ていましたが、今の現在のネットワークのお話の中では、そういったところがまだなかったように思いますが、そういうことについて市長はどう考えておられますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ご指摘の問題については、いまだ検討されていないと思いますので、今後十分主幹課の中で、あるいはまたネットワークの中で検討をしてまいりたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ぜひお願いいたします。

それで、ちょっと紹介したいことがあるんですけども、朝日新聞の朝刊に、随分前になるんですけども、三重大准教授の川口淳さん、この尾鷲市にも何度か見えられて、実際に学校現場などに入っている方なんですけども、この方が、防災コーディネーター、いわゆる防災とか減災をコーディネートするという役割の育成を非常に訴えている方なんですけども、この人が新聞記事のインタビューの中に、いわゆるこの防災コーディネーターという人材は、三重県でいえば北部に厚くて南部に非常に薄いと。津波被害が起きたときに深刻な被害が予想される南西や東紀州、こっちの方面のことを非常に心配しておられます。その中

で、現在も活躍・活動しているのは1人しかいませんと。もう一つは、コーディネーターをつなぎとめるための地域での活動の場が不十分ですと。理想的なのはNPO法人をそういうコーディネーターたちがつくって行政がフォローするという仕組みが必要ではないかと述べております。

それと、読売新聞の朝刊に、これはNPO法人レスキューストックヤードの栗田代表理事、この方も尾鷲市にはなじみのある方ではないかと。特に社協なんかなじみがあると思いますけども、この人も、「いわゆる災害が起こったとき、もしくは起こりそうなときの避難は、私たちの命を守る重要な問題だ。過度の行政依存は文字通り命取りにつながる。浸水や夜間、1人といった悪条件での避難は最も危険な行為なので、自宅2階にとどまるなどの判断、つまり避難の判断というのは各自の判断がかぎを握っている。」と、こういうふうにインタビューに答えております。

このことから、まずは市民一人一人の防災・減災の意識を高めていく、これが必要じゃないかということは、このような知識人の見解からも明らかだと言えます。それに対して東紀州、もしくはこの三重県南部というのは、非常にその部分がまだ弱いですと、こういう指摘もされております。私が気になるのは、こういったスペシャリストの人たちが、南三重に対して、特にこの東紀州に対してそういう思いを持っているということ、新聞紙面などメディアを通じて多く発信しておることです。もちろん行政としてやれることは十分やっていると私も感じております。しかし、足りないというのは、この尾鷲市内でこういう防災コーディネーターのようなスペシャリストがまだつくられていないのではないかと、これは私も感じるところです。

ぜひともこういった一人一人の住民が防災・減災の意識を持つような、防災をコーディネートできるようなスペシャリストをこの市内でもつくって、もちろんそれは行政任せにするつもりはありませんが、そういったスペシャリストが、やがては、この川口准教授の言うように、NPO法人など行政をフォローするという立場の組織や団体をつくって、それが市外や県内外とのこういった活動をともにしている団体とネットワークを組んで、この尾鷲市のフォローをしていけばいいのではないかなと考えるところなんですけども、その点について、その必要性というのは市長がどう考えているのかと。いわゆる防災コーディネーターをこの地域から養成するという点に関して、市長はどう考えているか、この問題について1点お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 防災につきましては、まず何をおいても市民の方一人一人が意識を持ってもらうということで、この10月2日にも防災の講演会を開くなど、鋭意努力をしております。

コーディネーターにつきましては、私も海山の暴風雨のときのセンターにもお手伝いに行かさせていただいたこともありますので、十分認識しておりますので、今後、社会福祉協議会と連絡をとりながら対応をしていきたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ありがとうございます。

次の教育環境についてに移らせていただきます。

先ほど、祭りとか文化・伝統を守る活動は現在行われているということで、ぜひともその継続とさらなる考察を深めていただきたいと考えておりますが、この尾鷲市の市政要覧にも、これを見ていると、教育、文化、スポーツ、次代につながる人と文化をはぐくむまちづくりということで、残された貴重な文化遺産の荒廃や消失を防ぐため、調査・保存を行うほか、伝統行事や民俗芸能の保存・継承に努めていきますと市政要覧にも詳しく載っています。ぜひともこの市政要覧に載っているとおり、今までの活動をさらに進めていけるようなカリキュラムの編成というのは、このまちの子供たちに、この尾鷲のまちというのはよいまちなんやと、一度はこの尾鷲の市街から出ていっても再び戻ってきて、この尾鷲市のために、この尾鷲市が将来、未来永劫続いていけるような役割を担えるような、そういった気持ちを持たせる必要が子供のうちからの学習の中で非常に必要じゃないかなと考えておりますので、先ほど申されておりましたように、ぜひとも考えていきますということ、ただ検討して終わるということではなく実際行動に移せるようにしていただきたいと思います。

この教育環境の中で、特に今は文化・伝統ということを私が申しましたので、この点について深く答弁をいただいたと考えるんですけども、市長は公約の中にも1次産業のお話がよく出ておりました。現在も、先ほどの答弁の中にも、この1次産業の林業や漁業については、学校教育の中に取り入れられて、実際輪内地区においても、この旧町内の小学校、中学校においても、授業の中や総合学習の中に取り入れられているという答弁は聞きましたが、市長は今、「三日に一魚」ということで、漁業について、この尾鷲市の魚については特に個人的にも深

い考察をしていると感じているんですけども、もう少し市長が考える 1 次産業、特に林業、漁業を学校現場にもっと深く持ち込むとしたら、どのようなことが可能であるかと考えておられますか。お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 平成 21 年度の尾鷲市学校教育目標の中に、先ほども言わせていただいたんですが、地域に開かれた学校づくりというのがあります。その中で、もちろん祭りや文化、あるいは地元の 1 次産業、漁業、林業に対するの参加をしていくということですが、現在も例えば、先ほど調整監が説明したとおり、いろんな取り組みがされております。しかし、もうちょっと違った取り組みによって漁業や林業に対する思いを子供たちに伝えることができないのか。例えば、今、行われている社会実習の中で市場の研修とかがありますが、そういった中で、例えば漁師さんと子供たちが話をする、あるいは山で従事している方と子供たちが話をするといったようなことも考えていかなければならないのではないかと。今までやっている取り組みに対して、もうちょっと違った観点での取り組みも必要ではないかなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 3 番、端無議員。

3 番（端無徹也議員） 市長の方も違った観点でというところは私も共感するところでは。現在やっていることに不満足というわけではないですけども、さらに突き詰めたところで、学校の教育という現場にこの地方自治体の特色というのを盛り込んでいくというのが、この地方自治体を救済する一つの手だて、手段ではないかと考えております。ここまで申しますのは、この地元高校の尾鷲高校から 3 年生が卒業した後、地元に残るとというのが本当に少ない、もしくは就職や専門学校進学などで、この尾鷲街から出た後に、1 年を満たずにこの尾鷲に戻ってくるといった報告も調査によって聞いたことがあります。そういったように、地元の高校に進学しながら、卒業した後、この尾鷲になかなか残らない。もしくは残ってきた後に何をしていったらいいのだろうかという、そういう方向性を含めて見失いかけている、また見失っているというような若者も見受けられます。このまちに魅力があればこそ、こういったことも少しは解消できるのではないかなと考えていることもありますので、今おっしゃられたように、違った観点をぜひとも岩田市長には大きく教育委員会の方などと協議していただいて、各担当課でもそれぞれスペシャリストがおりますので、そういったスペシャリストから、また地域のスペシャリストからそういうことを学んで、この尾鷲市の教育という環境を今

以上に変えていっていただきたいと考えております。

最後の三つ目の質問に移らせていただきます。

美し国おこし・三重について、市の取り組みというのを聞かせていただきました。そこで、もう少し、やはり元県の職につかれておりました岩田市長には、過去に私から見て、この美し国おこし・三重の取り組みとよく似ているなと思うような取り組みを、この東紀州・紀北の地域で取り組んでおられたと見受けておりますが、岩田市長のこの美し国おこし・三重についての見方というか観点というか、そういったところの発言がもう少し欲しいように思うのですが、ぜひ元県の職にあられた立場からというか、今までの経験も含めて、この取り組みがいかによければ、もっとこの東紀州地域、とりわけ尾鷲の地域にも根づいていくだろうなという思いのようなものがあれば、ぜひお聞かせ願いたいのですが、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、職員の中の最後の方は、ほとんど東紀州地域の活性化の仕事をしていただいた。そして、イベントにつきましてでも、平成11年に東紀州体験フェスタを開催するにつけて事業を担当しておったところであります。ひとえによく言われる言葉ですが、「地域づくりは人づくり」と言われますが、まさにそのとおりでありまして、東紀州の協議会でも東紀州の活性化大学とか、そういった人づくりに努力してきたところでありますが、今回の美し国のイベントというか、そういう取り組みにつきましては、まず座談会を行って地域の人たちといろんな話をしていく。その中でさまざまなイベントを組んでいく。さらには、最後には恐らくかなり大きなイベントが組まれるのではないかというふうに思っておりますが、今の段階ではなかなか見えにくいところではあります。この座談会を経験して、どのように地域が動いていくのか、そういったところに今、注目をしているところであります。パートナーとして登録していただいた、今、三つの組織がありますが、こういった方たちがその座談会によってどう変わっていくのか、どう地域を動かしていくのか、そういったことに今、注目をして一緒にやらせていただきたいなというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ありがとうございます。東紀州はとりわけ三重県の中でも、私は手厚過ぎるのではないかなと思うことの方が多いんですけども、手厚くこういったことについても寄与していただいているんですけども、ぜひ住民が迷わな

いような取り組みになるように、しっかり行政の方で、また行政間の連絡などをとっていただけたらなということ注文としてつけておきます。

最後になりますけども、今回、私が質問したこの三つですが、どれも住民自治ということ念頭に置いたものです。これからの地方自治体というのは、尾鷲市でいえば、この尾鷲市に住んでいるすべての住民が、それぞれ持ち合わせている得意分野というのを生かして、市民でできることは市民で、行政にしかできないことはもちろん行政で、それが将来や未来の尾鷲市には求められているのではないかと考えております。この尾鷲市という地方自治体の特色というのを生かしていくためには、住民自治、これによって尾鷲市というのはもっともっとコンパクトシティーを目指していった方がよいのではないかと考えているのですが、最後の質問としまして、この住民自治について岩田市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（岩田昭人君） これからどんどん地方分権というのが進行していく、その中で、やはり身近なまちづくりというのが重大な役割を占めるのではないかなというふうに思っております。地方分権が進んで、地方が政策から何から全部賄わなければならないといったときに、やはり端無議員の言われたように、行政のできる部分、あるいは住民のできる部分、これを分担し合ってよりよい尾鷲をつくっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。そのためにも身近なまちづくり、この動きを大切にしていきたいなというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ぜひ、今おっしゃられた身近なまちづくり、これは私が片仮名で言ったコンパクトシティーにつながるものだと、それが住民自治につながっていくものだと期待しておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

これで私の一般質問は終わります。答弁はもう結構です。ありがとうございます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、24日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時38分〕

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員